

令和 7年 5月 9日

保護者の皆様

京都市立四条中学校  
校長 藤川 佳久

### 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

麗春の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

本校におきましては、台風等により京都市域において「特別警報」・「暴風警報」が発表された場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

#### 記

## 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時 13時10分から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発表された場合は、直ちに臨時休業としたうえで、種々の状況を十分配慮して帰宅させるかどうかを決定します。

## 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時 10時40分から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時 13時10分から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発表された場合は、直ちに臨時休業としたうえで、種々の状況を十分配慮して帰宅させるかどうかを決定します。

## 3 避難指示が発令された場合について

### ・水害の避難指示について

本校の校区である山ノ内学区は「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。山ノ内学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

※令和3年5月20日付で避難勧告等（避難勧告と避難指示（緊急））は、避難指示に一本化されました。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

令和 7年 5月 9日

保護者の皆様

京都市立四条中学校  
校長 藤川 佳久

### 地震に対する非常措置についてのお知らせ

麗春の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

本校におきましては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

#### 1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ※ 学校所在の右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページなどを通じて授業等を再開する旨を連絡します。

(2) 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡しを実施いたします。学校にお知らせいただいているとおり引き渡しの方は、速やかに来校をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。